壱岐市農業委員会定例会（令和８年９月）
議　事　録

１．開催日時　　令和８年９月２５日（金）　午後１時００分
２．開催場所　　石田農村環境改善センター大集会室
３．出席委員　　・・・・ 農業委員会長　外　 農業委員　１８名
４．欠席委員　　無
５．事務局職員　　事務局長 ・・・・　事務局次長　・・・・　主任主事　・・・・
６．議事日程
第１．議事録署名委員の指名　・・番・・・・　・・番・・・・
第２．議案第３９号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４０号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４１号　農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について
議案第４２号　農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について

７．その他
次回の定例会の日程について　令和８年１０月２８日（水）午前９時００分～

開　会　（　午後１：００　）

事務局　　皆さん、こんにちは。
ご案内の時間前でありますが、只今より令和８年９月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全委員出席です。
本日の出席委員は１９名中１９名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程２の「会長挨拶」を谷島会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会　長　　皆さん、こんにちは。本日は９月の定例総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。今月はこれまでにない異常な干ばつが続いております。特に壱岐地方では連日強風が吹き荒れており、水不足による農作物の収量減少や品質低下が懸念される状況です。本日は会議の後に研修会を予定しております。議事をスムーズに進行させたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議　長　　それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐

市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
なお、本日の会議書記には事務局、・・主任主事を指名します。
それでは、議事日程第２の議案第３９号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　はい、１頁をお願いします。
議案第３９号　農地法第３条の規定による許可申請が次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。
４１番　土地の所在

郷ノ浦町片原触	字釘ノ内（あざくぎのうち）	・・・・番	地目 田	面積	１７５㎡
同じく		・・・・番	地目 田	面積	１２８㎡
同じく	字獅子坂（あざししざか）	・・・・番	地目 畑	面積	２，７０５㎡
同じく		・・・・番	地目 田	面積	１，２７４㎡
同じく		・・・・番	地目 田	面積	７７３㎡
郷ノ浦町坪触	字立畠（あざたちばたけ）	・・・・番	地目 畑	面積	２，６７１㎡

譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積は田が２１，４９１㎡、畑が４３，４２６㎡の計６４，９１７㎡です。
申請理由
譲渡人　高齢で耕作できないため、売却する。
譲受人　買い受けて、農業経営規模を拡大する。
権利の設定内容は、売買です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況はオリーブの作付けです。
農機具は、パワーショベル、運搬車、乗用草刈機を所有してあります。
構成員は、常時雇用者と合わせて５名、臨時雇用者が１名で農作業に従事しております。
通作距離については、約３００m程です。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１７日に横山委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

横山委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

横山委員　はい。担当の・・です。
事務局の説明の通り、９月１７日に・・・・・・・・・・に確認を致しました。
譲渡人の・・さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・・さんへ当該農地を売却するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４１番は決定します。
続きまして、４２番の説明をお願いします。

事務局　　はい、１頁をお願いします。
別途お配りした資料をご確認ください。
郷ノ浦町麦谷触字宇戸（うど）・・・・番・の畑につきましては、９月１７日に担当委員と譲り受ける方による現地確認を行いました。協議の結果、農業委員会として営農の再開は難しいと判断いたしました。今後、事務手続きを経て「非農地通知書」を発行する予定ですので、今回の議案からは削除させていただきます。
これに伴い、議案末尾の合計欄を、畑　２筆、面積　１，６７１㎡に修正させていただきます。よろしくお願いいたします。
４２番　土地の所在
郷ノ浦町麦谷触　字田代（あざたしろ）　・・・・番　地目　畑　面積　９２８㎡
同じく　　字宇戸（あざうど）　・・・・番　地目　畑　面積　７４３㎡

譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積はありません。
申請理由
譲渡人　島外在住で管理できないため、贈与する。
譲受人　受贈し、耕作に従事する。
権利の設定内容は、贈与です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況はじゃがいも、かぼちゃ、白菜、玉葱、インゲン、スイカです。
農機具は、耕運機をリース、普通農具一式を購入予定です。
農作業歴は本人６年、子は０年です。
通作距離については、約２ｋｍです。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、じゃがいも、かぼちゃ、白菜、玉葱、インゲン、スイカの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１７日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

横山委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

横山委員　はい。担当の横山です。
事務局の説明の通り、９月１７日に本人に確認を致しました。
譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、譲受人である・・さんへ贈与するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。
井手委員　確認ですが、航空写真で見ると・・・・番の下の方は状況が気になりますが。

事務局　　現地では既に伐採が行われており、トラクターをかければすぐに耕作できる状態であることを確認済みです。

井手委員　わかりました。

議長　　他に質疑がなければ、４２番を決定いたします。
続きまして、４３番の説明をお願いします

事務局　　はい、２頁をお願いします。
４３番　土地の所在
勝本町大久保触　字笹栗（あざささぐり）　・・・番・　地目　畑　面積　１，０４５㎡
同じく　　・・・番　地目　畑　面積　１，３６０㎡
同じく　字平田（あざひらた）　・・・・番　地目　田　面積　９６６㎡
譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積は田が１，６１８㎡です。
申請理由
譲渡人　島外在住で管理できないため、贈与する。
譲受人　受贈し、耕作に従事する。
権利の設定内容は、贈与です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稲、芋です。
農機具は、トラクター、軽トラック、タイヤショベルを所有してあります。
農作業歴は本人２０年、妻２０年、父５０年、母３０年です。
通作距離については、約６００m程です。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、水稲、芋の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１７日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。
豊永委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

豊永委員　はい。担当の・・です。
事務局の説明の通り、９月１７日に本人に確認を致しました。
譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、譲受人である・・さんへ贈与するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４３番は決定します。
続きまして、４４番の説明をお願いします。

事務局　　はい、２頁をお願いします。
４４番　土地の所在

芦辺町中野郷本村触	字原（あざはら）	・・・番・	地目 畑	面積	１，１６１㎡
同じく		・・・番・	地目 田	面積	７３４㎡
同じく		・・・番	地目 田	面積	５５８㎡
同じく		・・・番・	地目 畑	面積	２８６㎡
同じく		・・・番・	地目 田	面積	４００㎡
同じく	字宮坂（あざみやさか）	・・・番	地目 田	面積	１，９０７㎡
同じく		・・・番	地目 田	面積	１，２７２㎡
同じく		・・・番	地目 田	面積	１，２８０㎡
同じく	字小山（あざおやま）	・・・番・	地目 畑	面積	１，９３８㎡
同じく		・・・番	地目 田	面積	１，９６２㎡

譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積は田が２，７５４㎡、畑が１，４９８㎡の計４，２５２㎡です。
申請理由
譲渡人　島外在住で管理できないため、贈与する。
譲受人　受贈し、農業経営規模を拡大する。
権利の設定内容は、贈与です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稲、牧草です。
農機具は、軽トラック、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスターを所

有してあります。
農作業歴は本人２０年です。
通作距離については、３ｋｍです。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、水稲、牧草の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１７日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

吉村委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

吉村委員　はい。担当の・・です。
事務局の説明の通り、９月１７日に本人に確認を致しました。
譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、譲受人である・・さんへ贈与するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４４番は決定します。
続きまして、４５番の説明をお願いします。

事務局　　はい、３頁をお願いします。
４５番　土地の所在
芦辺町国分本村触　字仮塚（あざかりづか）　・・・番・　地目　田　面積　５９９㎡
譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・

経営地面積は畑が３９３㎡です。
申請理由
譲渡人　島外在住で管理できないため、贈与する。
譲受人　受贈し、耕作に従事する。
権利の設定内容は、贈与です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稲、野菜です。
農機具は、軽トラック、トラクターを所有してあります。
農作業歴は本人２０年、妻１５年です。
通作距離については、１ｋｍです。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、水稲、野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１８日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

江川委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

江川委員　はい。担当の・・です。
事務局の説明の通り、９月１８日に本人に確認を致しました。
譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、譲受人である・・さんへ贈与するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４５番は決定します。
続きまして、４６番の説明をお願いします。

事務局　　はい、３頁をお願いします。
４６番　土地の所在
芦辺町国分本村触　字仮塚（あざかりづか）　・・・番・　地目　田　面積　２６０㎡
譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積は畑が３９３㎡です。
申請理由
譲渡人　島外在住で管理できないため、贈与する。
譲受人　受贈し、耕作に従事する。
権利の設定内容は、贈与です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稲、野菜です。
農機具は、軽トラック、トラクターを所有してあります。
農作業歴は本人２０年、妻１５年です。
通作距離については、１ｋｍです。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、水稲、野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１８日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

江川委員　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

江川委員　はい。担当の・・です。
引き続き補足いたします。先ほどの４５番と同様、９月１８日に本人に確認を致しました。島外在住で管理ができないということで、大谷さんへ贈与するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。
議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４６番は決定します。
続きまして、４７番の説明をお願いします。

事務局　はい、４頁をお願いします。
４７番　土地の所在
芦辺町箱崎本村触　字吹畑（あざふきはたけ）　・・・番・　地目　田　面積　６１３㎡
譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
経営地面積は田が２８，１２５㎡、畑が２，２４１㎡の計３０，３６６㎡です。
申請理由
譲渡人　高齢で耕作できないため、売却する。
譲受人　買い受けて、農業経営規模を拡大する。
権利の設定内容は、売買です。
「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稲、飼料、野菜です。
農機具は、トラクター、ハーベスター、軽トラック、ウイングモアー、牧草モアー、田植機を所有してあります。
農作業歴は本人１０年、父５０年、母５０年です。
通作距離については、２００ｍです。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、水稲、飼料、野菜でありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。９月１７日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

土谷委員　はい。

議　長　はい、・番　・・委員。
土谷委員　はい。担当の・・です。
事務局の説明の通り、９月１７日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんが高齢で耕作ができないということで、譲受人である末永さんへ当該農地を売却するものです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３９号４７番は決定します。
続きまして、議案第４０号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、５頁をお願いします。
議案第４０号　農地法第５条の規定による許可申請が次のとおり提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。
８番　土地の所在
芦辺町中野郷東触　字古屋（あざふるや）　・・・・番・　地目　田　面積　５７３㎡
転用目的　一般個人住宅
譲渡人　・・・・・・・・・・
譲受人　・・・・・・・・・・
申請理由
申請地を宅地として利用するため申請します。
権利の設定内容は、贈与です。
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断しております。
位置図、写真、配置図は、６頁から１０頁です。
以上で事務局からの説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

吉村委員　　はい。

議　長　　はい、・番　・・委員。

吉村委員　　はい。担当の・・です
・・さんは、当該農地を譲り受け、住宅を建築する計画です。また、合併浄化

槽を設置する予定であり、周辺農地への影響はないと考えます。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　　はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第４０号８番は決定します。
続きまして議案第４１号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第４２号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、議案第４１号及び議案第４２号について、一括して説明いたします。１１頁をお願いします。
議案第４１号「農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。１２頁から１５頁をご覧ください。
令和８年９月分の計画は一覧表のとおりであります。
内容につきましては、賃貸借権設定が４７筆、６１，０８９㎡、使用貸借権設定が３０筆、３７，８７６㎡、合計７７筆、９８，９６５㎡となっております。
続きまして、１７頁をお願いします。
議案第４２号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。
１８頁から２１頁の計画は一覧表のとおりであります。
なお、本計画は議案第４１号の内容に加え、２１頁の番号７８番の１筆、１，８２２㎡について、受け手が変更となるものです。
本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める要件を満たしております。
また、議また、議案第４１号の公告と議案第４２号の計画決定は同時施行となります。以上で説明を終わります。

議　長　　はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることになります。何かございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第４１号と議案第４２号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　続いて、１０月２８日から２９日にかけて実施する視察研修についてご説明いたします。
目的地は、大村市農業委員会、および諫早市（道の駅等）、目的は 農業委員会におけるＩＣＴ化およびタブレット活用の先進地事例の調査です。行程については、２８日に印通寺港を出発し、午後に大村市役所で研修を行います。２日目は「おおむら夢ファームシュシュ」等の農業振興施設を視察し、夕方に帰着する予定です。詳細は配布の行程表をご覧ください。
お一人あたりの負担金は・・,・・・円とし、当日徴収させていただきます。出張旅費（・・,・・・円程度）は後日、皆さまの口座に振り込む形をとりますので、実質的な自己負担額は・・,・・・円前後になる見込みです。主に飲食費が自己負担分となります。
宿泊代・・,・・・円を含めて一旦事務局でお預かりし、農協へ一括で支払います。１１月の定例会にて精算し、余剰金があればお返しいたします。
服装については、私たち事務局は立場上スーツで同行いたします。委員の皆さまも、本日のような服装でお願いいたします。
また、キャンセル料については１週間前から２０％程度発生いたします。自己負担となる可能性が高いのでご注意ください。２週間前には名簿を提出し、農協への手数料も発生しますので、欠席される場合は早急にご連絡をお願いいたします。

井出委員　　タブレット内の航空写真データと、紙の農地台帳の内容が一致していない箇所があります。農地として存在するのにタブレットには載っていない、あるいはその逆のケースも見受けられますが、どちらを正として確認作業を進めればよいでしょうか。

事務局　　現状では、紙の農地台帳を正として取り扱ってください。タブレットの航空写真データは更新頻度の関係で最新の状況が反映されていない可能性があります。

井手委員　島内全域となれば数万筆に及びますので、事務局で修正するのは大変な作業でしょうが、今回の点検で気づいた相違点は報告するようにします。

事務局　ありがとうございます。提出済みの分はやむを得ませんが、今後点検される方は紙の台帳を優先してください。事務局でもシステム上のズレを確認し、修正を図ってまいります。

井手委員　タブレットのデータについてですが、山間部などでどう見ても農地ではない場所が登録されているケースがあります。詳細データを確認すると「山林」となっているにもかかわらず、航空写真上の表示は「農地」と記載されていることがあります。これでは現地調査の際に混乱してしまいます。後で確認したところ、紙の農地台帳には記載されていませんでした。そのような精度の問題も見受けられます。

事務局　あくまで農地台帳が最も正確な資料ですので、台帳を正として運用をお願いいたします。データの不一致については、今後の視察先である大村市農業委員会でも、タブレット運用の実態や誤差への対応について質問してみたいと考えています。本委員会でもタブレットを導入して日が浅いため、誤差の原因をしっかりと調査し、改善に努めてまいります。

井手委員　昔のように大きな紙の地図を持って現地へ行くと、特に田舎の現場では場所を特定するだけで非常に時間がかかってしまいます。

事務局　そうですね。紙の地図では場所を探す手間がかかります。

井出委員　１０筆ほど確認箇所があると、それだけで１時間以上要することもあります。現場で効率よく連続して確認作業を行える仕組みが必要です。

事務局　私たちも原因を調べていきたいと思います。
最後になりますが、熊本地震の義援金についてお知らせいたします。趣旨にご賛同いただける方は、受付にて寄付を募っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長　皆さま、他に意見はございませんか。

【意見なし】

それでは、以上をもちまして本日の定例総会を閉会いたします。この後、研修会が始まりますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

事務局　これより会場の設営を変更いたします。恐れ入りますが、お荷物をすべてお持ちになり、席の移動をお願いいたします。